

議案第25号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債務者 大西 保太郎
- 2 債権の内容 馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び水道の使用に係る費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 電気の使用に係る費用の額金34,390円及び水道の使用に係る費用の額金89,320円の合計金123,710円並びにこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者が死亡し、配偶者、子及び直系の父母すべてが死亡し、又は存在しておらず、かつ、消滅時効の期間が経過しているため

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

馬淵生活館の宿泊者が負担すべき電気の使用に係る費用及び水道の使用に係る費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。